う指定地域密着型サービス基準第177条第10号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については２回）に限り、所定単位数を加算する。

ヲ　緊急時対応加算　774単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、１月につき所定単位数を加算する。

ワ　（略）

カ　専門管理加算

注　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第５号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、１月に１回に限り、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。

イ　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。）　250単位

ロ　特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ｃ００７の注３に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）　250単位

ヨ　ターミナルケア加算　2,500単位

注　（略）

タ　遠隔死亡診断補助加算　150単位

注　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００１の注８（医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００１－２の注６の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介

う指定地域密着型サービス基準第177条第９号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については２回）に限り、所定単位数を加算する。

ヲ　緊急時訪問看護加算　574単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、１月につき所定単位数を加算する。

ワ　（略）

（新設）

カ　ターミナルケア加算　2,000単位

注　（略）

（新設）

護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。

レ・ソ　（略）

ツ　総合マネジメント体制強化加算

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　総合マネジメント体制強化加算(I)　1,200単位

⑵　総合マネジメント体制強化加算(II)　800単位

ネ～ラ　（略）

ム　生産性向上推進体制加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　生産性向上推進体制加算(I)　100単位

⑵　生産性向上推進体制加算(II)　10単位

ウ　（略）

ヰ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(I)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(II)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(III)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

ヨ・タ　（略）

レ　総合マネジメント体制強化加算　1,000単位

注　イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

ソ～ネ　（略）

（新設）

ナ　（略）

ラ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(I)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(II)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(III)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

ノ　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 ⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 オ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。	ム　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 ⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからナまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 ウ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからナまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第九条　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(I)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(II)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(III)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(IV)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	**別表** 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ～ヌ　（略） ル　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員処遇改善加算(I)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 ⑵　介護職員処遇改善加算(II)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(III)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

（削る）

（新設）

ヲ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に

（削る）

2　夜間対応型訪問介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからニまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからニまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからニまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　夜間対応型訪問介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

（新設）

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(削る)

(削る)

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(2)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ト　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

２の２　地域密着型通所介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

２の２　地域密着型通所介護費

イ～ニ　（略）

ホ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（新設）

⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

（削る）

（削る）

3　認知症対応型通所介護費

イ～ハ　（略）

ニ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(I)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3　認知症対応型通所介護費

イ～ハ　（略）

ニ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(I)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからハまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからハまでにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからハまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからハまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからハまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからハまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

（新設）

（削る）

（削る）

４　小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ　（略）

タ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定小規模多機能

ホ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

ヘ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

４　小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ　（略）

タ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

（新設）

型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

（削る）

レ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからヨまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

（削る）

5　認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ　（略）

ツ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数

ソ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからヨまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5　認知症対応型共同生活介護費

イ～ソ　（略）

ツ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

（新設）

⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

（削る）

（削る）

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着

ネ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ナ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからソまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6　地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ～ル　（略）

ヲ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特

型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからルまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからルまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

（新設）

⑿　介護職員等処遇改善加算(V)⑿　イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数	
⒀　介護職員等処遇改善加算(V)⒀　イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数	
⒁　介護職員等処遇改善加算(V)⒁　イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数	
（削る）	ワ　介護職員等特定処遇改善加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
	(1)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数
	(2)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからルまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
（削る）	カ　介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
イ～フ　（略）	イ～フ　（略）
コ　介護職員等処遇改善加算	コ　介護職員処遇改善加算
注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)　介護職員等処遇改善加算(I)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数	(1)　介護職員処遇改善加算(I)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(2)　介護職員等処遇改善加算(II)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数	(2)　介護職員処遇改善加算(II)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(3)　介護職員等処遇改善加算(III)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数	(3)　介護職員処遇改善加算(III)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
(4)　介護職員等処遇改善加算(IV)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（削る）

（新設）

エ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地

（削る）

8　複合型サービス費

イ～ウ　（略）

ヰ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからウまでにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからウまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからフまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

テ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、イからフまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8　複合型サービス費

イ～ウ　（略）

ヰ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数 ⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 ⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 ⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 ⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数	
（削る）	ノ　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 ⑵　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからウまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
（削る）	オ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十条　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防訪問入浴介護費 イ　介護予防訪問入浴介護費　856単位 注１　（略） ２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ４～10　（略） ロ～ニ　（略） ホ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)～(3)　（略） ヘ・ト　（略） ２～４　（略） 5　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき） イ～ハ　（略） ニ　栄養改善加算　200単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。 (1)～(5)　（略） ホ～ヌ　（略） ル　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が	**別表** 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1　介護予防訪問入浴介護費 イ　介護予防訪問入浴介護費　852単位 注１　（略） （新設） （新設） ２～８　（略） ロ～ニ　（略） ホ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)～(3)　（略） ヘ・ト　（略） ２～４　（略） 5　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき） イ～ハ　（略） ニ　栄養改善加算　200単位 注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。 (1)～(5)　（略） ホ～ヌ　（略） ル　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が

定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3)　（略）

ヲ・ワ　（略）

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ　介護予防短期入所生活介護費

(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費

(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a　要支援１	479単位
b　要支援２	596単位

(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a　要支援１	479単位
b　要支援２	596単位

(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費

(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a　要支援１	451単位
b　要支援２	561単位

(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a　要支援１	451単位
b　要支援２	561単位

ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	561単位
b　要支援２	681単位

(二)　経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	561単位
b　要支援２	681単位

(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	529単位
b　要支援２	656単位

(二)　経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	529単位
b　要支援２	656単位

注１・２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3)　（略）

ヲ・ワ　（略）

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき）

イ　介護予防短期入所生活介護費

(1)　単独型介護予防短期入所生活介護費

(一)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a　要支援１	474単位
b　要支援２	589単位

(二)　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a　要支援１	474単位
b　要支援２	589単位

(2)　併設型介護予防短期入所生活介護費

(一)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

a　要支援１	446単位
b　要支援２	555単位

(二)　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)

a　要支援１	446単位
b　要支援２	555単位

ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一)　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	555単位
b　要支援２	674単位

(二)　経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	555単位
b　要支援２	674単位

(2)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(一)　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	523単位
b　要支援２	649単位

(二)　経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

a　要支援１	523単位
b　要支援２	649単位

注１・２　（略）

（新設）

4　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6　（略）

7　イ⑵について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、注６を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、１日につき13単位を所定単位数に加算する。

8　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、イは算定せず、ロは１月につき100単位を所定単位数に算定する。

イ・ロ　（略）

9　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第２項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第４項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第４項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第２条第８号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注６において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所について、１日につき12単位を所定単位数に加算する。

10・11　（略）

（新設）

（新設）

3　（略）

4　イ⑵について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、注３を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、１日につき13単位を所定単位数に加算する。

5　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注７を算定している場合、イは算定せず、ロは１月につき100単位を所定単位数に算定する。

イ・ロ　（略）

6　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第２項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第４項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第４項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第２条第８号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注４において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所について、１日につき12単位を所定単位数に加算する。

7・8　（略）

12　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14　（略）

15　指定介護予防サービス基準第129条第２項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注９の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注９の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注９の規定による届出があったものとみなす。

16　（略）

17　別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、注１の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に掲げる所定単位数を算定する。

⑴　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合　利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

㈠　要支援１　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護１の所定単位数の100分の75に相当する単位数

㈡　要支援２　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅰ)の要介護１の所定単位数の100分の93に相当する単位数

⑵　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合　利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

㈠　要支援１　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の要介護１の所定単位数の100分の75に相当する単位数

㈡　要支援２　指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費(Ⅱ)の要介護１の所定単位数の100分の93に相当する単位数

⑶　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合　利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

㈠　要支援１　指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護１の所定単位数の100分の75に相当する単位数

㈡　要支援２　指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護１の所定単位数の100分の93に相当する単位数

⑷　経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合　利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数

㈠　要支援１　指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護１の所定単位数の100分の75に相当する単位数

㈡　要支援２　指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過的ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護１の所定単位数の100分の93に相当する単位数

9　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注８を算定している場合は、算定しない。

10・11　（略）

12　指定介護予防サービス基準第129条第２項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注６の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注６の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注６の規定による届出があったものとみなす。

13　（略）

（新設）

ハ　口腔連携強化加算　50単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。	
ニ・ホ　（略）	ハ・ニ　（略）
ヘ　生産性向上推進体制加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1)　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)　100単位	
(2)　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位	
ト　（略）	ホ　（略）
チ　介護職員処遇改善加算	ヘ　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数	(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数	(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
リ　介護職員等特定処遇改善加算	ト　介護職員等特定処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数	(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	579単位
ii　要支援２	726単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	632単位
ii　要支援２	778単位

c　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	613単位
ii　要支援２	774単位

d　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	672単位
ii　要支援２	834単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	583単位
ii　要支援２	730単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	622単位
ii　要支援２	785単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	583単位
ii　要支援２	730単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	622単位
ii　要支援２	785単位

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	566単位
ii　要支援２	711単位

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

チ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	577単位
ii　要支援２	721単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	619単位
ii　要支援２	762単位

c　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	610単位
ii　要支援２	768単位

d　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	658単位
ii　要支援２	817単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	581単位
ii　要支援２	725単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	619単位
ii　要支援２	778単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	581単位
ii　要支援２	725単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	619単位
ii　要支援２	778単位

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)

a　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	564単位
ii　要支援２	706単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　601単位

ii　要支援２　758単位

(2)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

㈠　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　624単位

ii　要支援２　789単位

b　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　680単位

ii　要支援２　846単位

c　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　624単位

ii　要支援２　789単位

d　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　680単位

ii　要支援２　846単位

㈡　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　653単位

ii　要支援２　817単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　653単位

ii　要支援２　817単位

㈢　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　653単位

ii　要支援２　817単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　653単位

ii　要支援２　817単位

㈣　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　611単位

ii　要支援２　770単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　611単位

ii　要支援２　770単位

b　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　598単位

ii　要支援２　752単位

(2)　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

㈠　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　621単位

ii　要支援２　782単位

b　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　666単位

ii　要支援２　828単位

c　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　621単位

ii　要支援２　782単位

d　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　666単位

ii　要支援２　828単位

㈡　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　649単位

ii　要支援２　810単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　649単位

ii　要支援２　810単位

㈢　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　649単位

ii　要支援２　810単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　649単位

ii　要支援２　810単位

㈣　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)

a　ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　608単位

ii　要支援２　764単位

b　経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

i　要支援１　608単位

ii　要支援２　764単位

注１・２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６～８　（略）

９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注８を算定している場合は、算定しない。

10　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき51単位を、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、１日につき51単位を所定単位数に加算する。

11～15　（略）

16　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を加算する。

(一)・(二)　（略）

17　(1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設については、注７及び注10は算定しない。

(3)　総合医学管理加算　　275単位

注１　治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として１日につき所定単位数を加算する。

２　（略）

注１・２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

３～５　（略）

６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注５を算定している場合は、算定しない。

７　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)及び(iii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき34単位を、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、１日につき46単位を所定単位数に加算する。

８～12　（略）

13　(1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を加算する。

(一)・(二)　（略）

14　(1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設については、注４及び注７は算定しない。

(3)　総合医学管理加算　　275単位

注１　治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、介護予防サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、７日を限度として１日につき所定単位数を加算する。

２　（略）

⑷　口腔連携強化加算	50単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

⑸～⑺　（略）

⑻　生産性向上推進体制加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位
㈡　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位

⑼　（略）

⑽　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑾　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

（新設）

⑷～⑹　（略）

（新設）

⑺　（略）

⑻　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

⑼　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

⑿　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の８に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

⑴　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	547単位
ii　要支援２	686単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	576単位
ii　要支援２	716単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	566単位
ii　要支援２	706単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	606単位
ii　要支援２	767単位

e　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援１	639単位
ii　要支援２	801単位

f　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援１	627単位
ii　要支援２	788単位

㈡　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	515単位
ii　要支援２	644単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	530単位
ii　要支援２	661単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	575単位
ii　要支援２	727単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	593単位
ii　要支援２	745単位

⑽　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑺までにより算定した単位数の1000分の８に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

⑴　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	536単位
ii　要支援２	672単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	564単位
ii　要支援２	701単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	554単位
ii　要支援２	691単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	593単位
ii　要支援２	751単位

e　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援１	626単位
ii　要支援２	784単位

f　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援１	614単位
ii　要支援２	772単位

㈡　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	504単位
ii　要支援２	631単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	519単位
ii　要支援２	647単位

c　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	563単位
ii　要支援２	712単位

d　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	581単位
ii　要支援２	730単位

㈢　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	497単位
ii　要支援２	621単位
b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	559単位
ii　要支援２	705単位
(2)　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	557単位
ii　要支援２	695単位
b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	616単位
ii　要支援２	777単位
㈡　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	557単位
ii　要支援２	695単位
b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	616単位
ii　要支援２	777単位
(3)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　要支援１	632単位
b　要支援２	796単位
㈡　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	662単位
b　要支援２	825単位
㈢　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	652単位
b　要支援２	815単位
㈣　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　要支援１	632単位
b　要支援２	796単位
㈤　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	662単位
b　要支援２	825単位
㈥　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　要支援１	652単位
b　要支援２	815単位

㈢　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	487単位
ii　要支援２	608単位
b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	547単位
ii　要支援２	690単位
(2)　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	545単位
ii　要支援２	681単位
b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	603単位
ii　要支援２	761単位
㈡　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	545単位
ii　要支援２	681単位
b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	603単位
ii　要支援２	761単位
(3)　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　要支援１	619単位
b　要支援２	779単位
㈡　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	648単位
b　要支援２	808単位
㈢　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	638単位
b　要支援２	798単位
㈣　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a　要支援１	619単位
b　要支援２	779単位
㈤　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　要支援１	648単位
b　要支援２	808単位
㈥　経過的ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　要支援１	638単位
b　要支援２	798単位

⑷　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援１	632単位
b　要支援２	796単位

㈡　経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援１	632単位
b　要支援２	796単位

注１　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６・７　（略）

８　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ　（略）

９　（略）

10　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注９を算定している場合は、算定しない。

⑷　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援１	619単位
b　要支援２	779単位

㈡　経過的ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費

a　要支援１	619単位
b　要支援２	779単位

注１　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

３・４　（略）

５　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ニ　（略）

６　（略）

７　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注６を算定している場合は、算定しない。

11　電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

12　（略）

（削る）

13　（略）

(5)　口腔連携強化加算　50単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

(6)　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

(7)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二)　（略）

(8)　（略）

(9)　生産性向上推進体制加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)　100単位

(二)　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位

8　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

9　（略）

10　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１及び注５の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第８条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注１及び注５の規定による届出があったものとみなす。

11　（略）

（新設）

(5)　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

(6)　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)・(二)　（略）

(7)　（略）

（新設）

⑽　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈢　（略）

⑾　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑿　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

⒀　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

⑻　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈢　（略）

⑼　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑽　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

⑾　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	530単位
ii　要支援２	666単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	559単位
ii　要支援２	693単位

c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	549単位
ii　要支援２	684単位

d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	589単位
ii　要支援２	747単位

e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援１	623単位
ii　要支援２	780単位

f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援１	612単位
ii　要支援２	769単位

(二)　診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	471単位
ii　要支援２	588単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	537単位
ii　要支援２	678単位

(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　要支援１	616単位
b　要支援２	775単位

(二)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a　要支援１	643単位
b　要支援２	804単位

(三)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)

a　要支援１	634単位
b　要支援２	793単位

(四)　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　要支援１	616単位
b　要支援２	775単位

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)　診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	519単位
ii　要支援２	652単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	547単位
ii　要支援２	679単位

c　診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)

i　要支援１	538単位
ii　要支援２	670単位

d　診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)

i　要支援１	577単位
ii　要支援２	731単位

e　診療所介護予防短期入所療養介護費(v)

i　要支援１	610単位
ii　要支援２	764単位

f　診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)

i　要支援１	599単位
ii　要支援２	753単位

(二)　診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	461単位
ii　要支援２	576単位

b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	526単位
ii　要支援２	664単位

(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　要支援１	603単位
b　要支援２	759単位

(二)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)

a　要支援１	630単位
b　要支援２	787単位

(三)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)

a　要支援１	621単位
b　要支援２	777単位

(四)　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)

a　要支援１	603単位
b　要支援２	759単位

㈤　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
ａ　要支援１	643単位
ｂ　要支援２	804単位
㈥　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
ａ　要支援１	634単位
ｂ　要支援２	793単位

注１　診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６～８　（略）

９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注８を算定している場合は、算定しない。

10　電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

11　（略）

（削る）

12　（略）

⑶　口腔連携強化加算	50単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

㈤　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
ａ　要支援１	630単位
ｂ　要支援２	787単位
㈥　経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
ａ　要支援１	621単位
ｂ　要支援２	777単位

注１　診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

３～５　（略）

６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注５を算定している場合は、算定しない。

７　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

８　（略）

９　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１の規定による届出があったものとみなす。

10　（略）

（新設）

⑷　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

⑸　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠・㈡　（略）

⑹　（略）

⑺　生産性向上推進体制加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)　100単位

㈡　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位

⑻　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈢　（略）

⑼　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑶　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ　（略）

⑷　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠・㈡　（略）

⑸　（略）

（新設）

⑹　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈢　（略）

⑺　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(10)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(11)　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ　削除

(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(8)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(9)　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	831単位
ii　要支援２	997単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	941単位
ii　要支援２	1,099単位

(二)　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１	767単位
ii　要支援２	941単位

b　認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１	826単位
ii　要支援２	1,021単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援１	745単位
ii 要支援２	912単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援１	804単位
ii 要支援２	994単位
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援１	732単位
ii 要支援２	896単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援１	791単位
ii 要支援２	977単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援１	671単位
ii 要支援２	835単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援１	780単位
ii 要支援２	940単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 要支援１	577単位
b 要支援２	742単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要支援１	637単位
b 要支援２	822単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	961単位
ii 要支援２	1,120単位
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	961単位
ii 要支援２	1,120単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	851単位
ii 要支援２	1,048単位
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	851単位
ii 要支援２	1,048単位

注１　老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

３　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

４　次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

５　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注１の規定による届出があったものとみなす。

６　利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

⑷　療養食加算　８単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

⑸　特定診療費

注　利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

⑹　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　18単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⑺　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑻　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

	㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
	㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
	(9)　介護職員等ベースアップ等支援加算
	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。
ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費	ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
(1)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	(1)　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	㈠　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　603単位	i　要支援１　590単位
ii　要支援２　741単位	ii　要支援２　726単位
b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　666単位	i　要支援１　652単位
ii　要支援２　827単位	ii　要支援２　810単位
㈡　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	㈡　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　591単位	i　要支援１　579単位
ii　要支援２　731単位	ii　要支援２　716単位
b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　654単位	i　要支援１　640単位
ii　要支援２　815単位	ii　要支援２　798単位
㈢　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	㈢　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	a　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　575単位	i　要支援１　563単位
ii　要支援２　715単位	ii　要支援２　700単位
b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	b　Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　636単位	i　要支援１　623単位
ii　要支援２　798単位	ii　要支援２　781単位
(2)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	(2)　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
㈠　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	㈠　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　574単位	i　要支援１　562単位
ii　要支援２　703単位	ii　要支援２　688単位
b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　637単位	i　要支援１　624単位
ii　要支援２　787単位	ii　要支援２　771単位

㈡　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	558単位
ii　要支援２	685単位
b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	621単位
ii　要支援２	771単位
㈢　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	546単位
ii　要支援２	674単位
b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	610単位
ii　要支援２	760単位
(3)　特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	547単位
ii　要支援２	679単位
b　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	606単位
ii　要支援２	759単位
㈡　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	521単位
ii　要支援２	642単位
b　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	581単位
ii　要支援２	724単位
(4)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i　要支援１	687単位
ii　要支援２	852単位
b　経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i　要支援１	687単位
ii　要支援２	852単位

㈡　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	546単位
ii　要支援２	671単位
b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	608単位
ii　要支援２	755単位
㈢　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	535単位
ii　要支援２	660単位
b　Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	597単位
ii　要支援２	744単位
(3)　特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	536単位
ii　要支援２	665単位
b　Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	593単位
ii　要支援２	743単位
㈡　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i　要支援１	510単位
ii　要支援２	629単位
b　Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i　要支援１	569単位
ii　要支援２	709単位
(4)　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
㈠　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a　ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i　要支援１	673単位
ii　要支援２	834単位
b　経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i　要支援１	673単位
ii　要支援２	834単位

(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	677単位
ii 要支援２	841単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	677単位
ii 要支援２	841単位
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援１	703単位
b 要支援２	856単位
(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援１	703単位
b 要支援２	856単位
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	643単位
ii 要支援２	799単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	643単位
ii 要支援２	799単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	670単位
ii 要支援２	814単位
b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	670単位
ii 要支援２	814単位

注１・２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

６～８　（略）

９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注８を算定している場合は、算定しない。

(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	663単位
ii 要支援２	824単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	663単位
ii 要支援２	824単位
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援１	688単位
b 要支援２	838単位
(二) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a 要支援１	688単位
b 要支援２	838単位
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	630単位
ii 要支援２	782単位
b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	630単位
ii 要支援２	782単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	656単位
ii 要支援２	797単位
b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
i 要支援１	656単位
ii 要支援２	797単位

注１・２　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

３～５　（略）

６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注５を算定している場合は、算定しない。

10・11　（略）

12　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１及び注７の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第８条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注１及び注７の規定による届出があったものとみなす。

13　（略）

14　ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、(11)は算定しない。

(7)　口腔連携強化加算　50単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

(8)～(11)　（略）

(12)　生産性向上推進体制加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)　100単位

㈡　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位

(13)　（略）

(14)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

7・8　（略）

9　指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注１及び注４の規定による届出に相当する介護医療院サービス（法第８条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注１及び注４の規定による届出があったものとみなす。

10　（略）

11　ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、(10)は算定しない。

（新設）

(7)～(10)　（略）

（新設）

(11)　（略）

(12)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

⑮　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑬までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑬までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

⑯　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑬までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ　介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要支援１　183単位

⑵　要支援２　313単位

ロ　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（１月につき）

注１　（略）

２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算する。

５　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、⑴については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、⑵については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注６を算定している場合は、⑴は算定せず、⑵は１月につき100単位を所定単位数に算定する。

⑴・⑵　（略）

⑬　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑪までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑪までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

⑭　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑪までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8　介護予防特定施設入居者生活介護費

イ　介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

⑴　要支援１　182単位

⑵　要支援２　311単位

ロ　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（１月につき）

注１　（略）

２　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（新設）

（新設）

３　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、⑴については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、⑵については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注４を算定している場合は、⑴は算定せず、⑵は１月につき100単位を所定単位数に算定する。

⑴・⑵　（略）

６・７　（略）	４・５　（略）
８　指定介護予防特定施設において、協力医療機関（指定介護予防サービス基準第242条第１項（指定介護予防サービス基準第262条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	６　イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定介護予防サービス基準第242条第１項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に１回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、１月につき80単位を所定単位数に加算する。
⑴　当該協力医療機関が、指定介護予防サービス基準第242条第２項各号に掲げる要件を満たしている場合　100単位	（新設）
⑵　⑴以外の場合　40単位	（新設）
（削る）	７　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔（くう）ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、口腔（くう）衛生管理体制加算として、１月につき30単位を所定単位数に加算する。
９・10	８・９　（略）
ハ　退居時情報提供加算　250単位	（新設）
注　イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者１人につき１回に限り算定する。	
ニ　（略）	ハ　（略）
ホ　高齢者施設等感染対策向上加算	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
⑴　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)　10単位	
⑵　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)　５単位	
ヘ　新興感染症等施設療養費（１日につき）　240単位	（新設）
注　指定介護予防特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定する。	
ト　生産性向上推進体制加算	（新設）
注　イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設において、利用者に対して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
⑴　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)　100単位	
⑵　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位	

チ　（略）

リ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ヌ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ル　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9　介護予防福祉用具貸与費（１月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、１月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

ニ　（略）

ホ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

ト　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9　介護予防福祉用具貸与費（１月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、１月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

注１　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
３～７	注１～５

第十一条　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 １　介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ　（略） ホ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数	**別表** 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 １　介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ　（略） ホ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数 ⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 （新設）

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

(削る)

ヘ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ト　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　介護予防訪問看護費	
イ　指定介護予防訪問看護ステーションの場合	
⑴　所要時間20分未満の場合	303単位
⑵　所要時間30分未満の場合	451単位
⑶　所要時間30分以上１時間未満の場合	794単位
⑷　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	1,090単位
⑸　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（１回につき）	284単位
ロ　病院又は診療所の場合	
⑴　所要時間20分未満の場合	256単位
⑵　所要時間30分未満の場合	382単位
⑶　所要時間30分以上１時間未満の場合	553単位
⑷　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	814単位
注１　（略）	
２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
４～10　（略）	
11　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合、又は指定介護予防訪問看護を担当する医療機関（指定介護予防サービス基準第63条第１項第２号に規定する指定介護予防訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時介護予防訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
⑴　緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	
㈠　指定介護予防訪問看護ステーションの場合	600単位
㈡　病院又は診療所の場合	325単位
⑵　緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	
㈠　指定介護予防訪問看護ステーションの場合	574単位
㈡　病院又は診療所の場合	315単位
12　（略）	
13　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡（じょくそう）ケア若しくは人工肛門（こうもん）ケア及び人工膀胱（ぼうこう）ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の２第２項第５号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行	

2　介護予防訪問看護費	
イ　指定介護予防訪問看護ステーションの場合	
⑴　所要時間20分未満の場合	302単位
⑵　所要時間30分未満の場合	450単位
⑶　所要時間30分以上１時間未満の場合	792単位
⑷　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	1,087単位
⑸　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（１回につき）	283単位
ロ　病院又は診療所の場合	
⑴　所要時間20分未満の場合	255単位
⑵　所要時間30分未満の場合	381単位
⑶　所要時間30分以上１時間未満の場合	552単位
⑷　所要時間１時間以上１時間30分未満の場合	812単位
注１　（略）	
（新設）	
（新設）	
２～８　（略）	
９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時介護予防訪問看護加算として１月につき574単位を所定単位数に加算し、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関（指定介護予防サービス基準第63条第１項第２号に規定する指定介護予防訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時介護予防訪問看護加算として１月につき315単位を所定単位数に加算する。	
（新設）	
（新設）	
10　（略）	
（新設）	

為研修」という。）を修了した看護師が、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、１月に１回に限り、専門管理加算として、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。

イ　緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。）　250単位

ロ　特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００７の注３に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）　250単位

14・15　（略）

16　イ⑸について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、１回につき８単位を所定単位数から減算する。

17　イ⑸について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合であって、注16を算定しているときは、１回につき15単位を所定単位数から減算し、注16を算定していないときは、１回につき５単位を所定単位数から減算する。

ハ　初回加算

⑴　初回加算(I)　350単位

⑵　初回加算(II)　300単位

注１　⑴について、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定介護予防訪問看護事業所の看護師が初回の指定介護予防訪問看護を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、⑵を算定している場合は、算定しない。

２　⑵について、指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定介護予防訪問看護を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。

ニ　退院時共同指導加算　600単位

注　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者については、２回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、ハの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

11・12　（略）

（新設）

13　イ⑸について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、１回につき５単位を所定単位数から減算する。

ハ　初回加算　300単位

（新設）

（新設）

注　電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の属する月に指定介護予防訪問看護を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

（新設）

ニ　退院時共同指導加算　600単位

注　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする利用者については、２回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、ハの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

ホ　（略）	ホ　（略）
ヘ　口腔連携強化加算　50単位	（新設）
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。	
ト　（略）	ヘ　（略）
3　介護予防訪問リハビリテーション費	3　介護予防訪問リハビリテーション費
イ　介護予防訪問リハビリテーション費（１回につき）　298単位	イ　介護予防訪問リハビリテーション費（１回につき）　307単位
注１　通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第79条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合は、所定単位数を算定する。なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者であって、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、注12の規定にかかわらず、所定単位数を算定する。	注１　通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第79条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
４～８　（略）	２～６　（略）
９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り50単位を所定単位数に加算する。	（新設）
10～12　（略）	７～９　（略）
13　利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行うときは、１回につき30単位を所定単位数から減算する。	10　利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、１回につき５単位を所定単位数から減算する。
ロ　退院時共同指導加算　600単位	ロ　事業所評価加算　120単位
注　病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める

言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での介護予防訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき１回に限り、所定単位数を加算する。

ハ　（略）

４　介護予防居宅療養管理指導費

イ　医師が行う場合

⑴　介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　515単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　487単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　446単位

⑵　介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　299単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　287単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　260単位

注１～５　（略）

ロ　歯科医師が行う場合

⑴　単一建物居住者１人に対して行う場合　517単位

⑵　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　487単位

⑶　⑴及び⑵以外の場合　441単位

注１～４　（略）

ハ　薬剤師が行う場合

⑴　病院又は診療所の薬剤師が行う場合

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　566単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　417単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　380単位

⑵　薬局の薬剤師が行う場合

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　518単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　379単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　342単位

注１　在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注４から注８までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅

期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。

ハ　（略）

４　介護予防居宅療養管理指導費

イ　医師が行う場合

⑴　介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　514単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　486単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　445単位

⑵　介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　298単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　286単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　259単位

注１～５　（略）

ロ　歯科医師が行う場合

⑴　単一建物居住者１人に対して行う場合　516単位

⑵　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　486単位

⑶　⑴及び⑵以外の場合　440単位

注１～４　（略）

ハ　薬剤師が行う場合

⑴　病院又は診療所の薬剤師が行う場合

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　565単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　416単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　379単位

⑵　薬局の薬剤師が行う場合

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合　517単位

㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　378単位

㈢　㈠及び㈡以外の場合　341単位

注１　在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注４から注６までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅

療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、１月に２回（薬局の薬剤師にあっては、４回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、１週に２回、かつ、１月に８回を限度として、所定単位数を算定する。

２　在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注１の規定にかかわらず、⑵㈠から㈢までと合わせて１月に４回に限り、46単位を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注１の規定にかかわらず、⑵㈠から㈢までと合わせて、１週に２回、かつ、１月に８回を限度として、46単位を算定する。

３～６　（略）

７　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、医療用麻薬持続注射療法加算として、１回につき250単位を所定単位数に加算する。ただし、注２又は注３を算定している場合は、算定しない。

８　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、１回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、注２を算定している場合は、算定しない。

ニ　管理栄養士が行う場合

⑴　介護予防居宅療養管理指導費(I)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合	545単位
㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	487単位
㈢　㈠及び㈡以外の場合	444単位

⑵　介護予防居宅療養管理指導費(II)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合	525単位
㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	467単位
㈢　㈠及び㈡以外の場合	424単位

注１　在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、⑴については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項第１号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注４までにおいて同じ。）の管理栄養士が、⑵については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の

療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、１月に２回（薬局の薬剤師にあっては、４回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、１週に２回、かつ、１月に８回を限度として、所定単位数を算定する。

２　医科診療報酬点数表の区分番号Ｃ００２に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注１の規定にかかわらず、１月に１回に限り45単位を算定する。

３～６　（略）

（新設）

（新設）

ニ　管理栄養士が行う場合

⑴　介護予防居宅療養管理指導費(I)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合	544単位
㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	486単位
㈢　㈠及び㈡以外の場合	443単位

⑵　介護予防居宅療養管理指導費(II)

㈠　単一建物居住者１人に対して行う場合	524単位
㈡　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合	466単位
㈢　㈠及び㈡以外の場合	423単位

注１　在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、⑴については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項第１号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注４までにおいて同じ。）の管理栄養士が、⑵については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費

算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、１月に２回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、１月に２回を超えて、２回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ　（略）

２～４　（略）

ホ　歯科衛生士等が行う場合

⑴　単一建物居住者１人に対して行う場合　362単位

⑵　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　326単位

⑶　⑴及び⑵以外の場合　295単位

注１　在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項第１号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注４までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。）の人数に従い、１月に４回（がん末期の利用者については、１月に６回）を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ　（略）

２～４　（略）

５　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）

イ　介護予防通所リハビリテーション費

⑴　要支援１　2,268単位

⑵　要支援２　4,228単位

注１　（略）

２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのヘ、介護保健施設サービスのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、１月に２回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ　（略）

２～４　（略）

ホ　歯科衛生士等が行う場合

⑴　単一建物居住者１人に対して行う場合　361単位

⑵　単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合　325単位

⑶　⑴及び⑵以外の場合　294単位

注１　在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第１項第１号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注４までにおいて同じ。）の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。）の人数に従い、１月に４回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ　（略）

２～４　（略）

５　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）

イ　介護予防通所リハビリテーション費

⑴　要支援１　2,053単位

⑵　要支援２　3,999単位

注１　（略）

（新設）

（新設）

４～９　（略）

10　利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行うときは、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1)　要支援１　120単位

(2)　要支援２　240単位

ロ　退院時共同指導加算　600単位

注　病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での介護予防通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき１回に限り、所定単位数を加算する。

ハ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1)～(4)　（略）

ニ～ヘ　（略）

ト　一体的サービス提供加算　480単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、ニ又はヘを算定している場合は、算定しない。

２～７　（略）

８　利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1)　要支援１　20単位

(2)　要支援２　40単位

ロ　運動器機能向上加算　225単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行って、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を１名以上配置していること。

ロ　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ　別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

ハ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1)～(4)　（略）

ニ～ヘ　（略）

ト　選択的サービス複数実施加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、同月中に利用

（削る）

（削る）

（削る）

チ・リ　（略）

ヌ　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　480単位

(2)　選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　700単位

チ　事業所評価加算　120単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。ただし、生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

リ・ヌ　（略）

ル　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

（新設）

(3)　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
(4)　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
(5)　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(6)　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
(7)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
(8)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(9)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(10)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(11)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
(12)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
(13)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
(14)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

(削る)

(削る)

ヲ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(2)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからヌまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ワ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき） イ～ト　（略） チ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　イからトまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　イからトまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　イからトまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 ⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからトまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数 ⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数 ⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからトまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数	6　介護予防短期入所生活介護費（１日につき） イ～ト　（略） チ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 ⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 （新設）

⑼　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

（削る）

（削る）

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9)　（略）

⑽　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(I)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

リ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7　介護予防短期入所療養介護費

イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9)　（略）

⑽　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(I)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(十一)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(十二)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

（新設）

（削る）

（削る）

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑽　（略）

⑾　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑾　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

⑿　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑼までにより算定した単位数の1000分の８に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑽　（略）

⑾　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

（新設）

㈠　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(V)(2)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(V)(3)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(V)(4)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(V)(5)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(V)(6)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈦　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

㈧　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈨　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

㈩　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

（十一）　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

（十二）　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

（十三）　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

（十四）　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

（削る）

(12)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等特定処遇改善加算(I)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員等特定処遇改善加算(II)　(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

（削る）

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑻　（略）

⑼　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

㈡　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

㈢　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

㈣　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

㈤　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

㈥　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⒀　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、⑴から⑽までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

⑴～⑻　（略）

⑼　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴から⑻までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

（新設）

(七)　介護職員等処遇改善加算(V)(7)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(六)　介護職員等処遇改善加算(V)(8)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(九)　介護職員等処遇改善加算(V)(9)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(十)　介護職員等処遇改善加算(V)(10)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(十一)　介護職員等処遇改善加算(V)(11)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二)　介護職員等処遇改善加算(V)(12)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三)　介護職員等処遇改善加算(V)(13)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四)　介護職員等処遇改善加算(V)(14)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(削る)

(削る)

ニ　(略)

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(13)　(略)

(14)　介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

(10)　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)　介護職員等特定処遇改善加算(I)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二)　介護職員等特定処遇改善加算(II)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(11)　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ　(略)

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(13)　(略)

(14)　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、